

鈴鹿亀山道路有識者検討会 規約

(開催)

第1条 鈴鹿亀山道路有識者検討会(以下「検討会」という。)は、三重県県土整備部が開催する。

(目的)

第2条 検討会は、鈴鹿亀山道路の整備手法(案)を検討するにあたり、検討プロセスの適切性および市民参画プロセスの妥当性の観点について公正中立な立場から助言することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) 検討の進め方についての助言
- (2) 市民等の意見の把握、整理、分析に関する助言
- (3) その他(1)～(2)を実施するのに必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、公正中立な立場である有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 検討会は、委員の総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。
- 3 委員の追加・変更は、検討会の承認を要するものとする。

(第三者性)

第5条 委員は検討会の目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。なお、再選は妨げないものとする。

(委員長)

第7条 検討会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、検討会の会務を総括するものとし、各委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第8条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、原則として公開する。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第7条5号等に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により、公開の支障があると委員長が判断した場合はこの限りではない。

4 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については、別途定める要領による。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 検討会の事務局は三重県県土整備部道路企画課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附則

1 この規約は、令和3年9月2日から施行する。

(令和4年3月8日一部改正)

[別紙] 鈴鹿亀山道路有識者検討会名簿

氏名	職名等
あさひ きちよ 朝日 幸代	三重大学人文学部法律経済学科教授 (経済統計、地域観光統計、地域産業)
いわさ けんじ 岩佐 憲治	亀山商工会議所 会頭
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院教授 (土木(地盤工学)、防災)
たなか あやこ 田中 彩子	鈴鹿商工会議所 会頭
まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授 (交通工学、交通計画、都市計画)

五十音順・敬称略